

## **Ⅶ 救済委員のことば**

**「適時性と準備性」**

～ **代表子どもの権利救済委員 市川啓子**

**「救済機関の役割について」**

～ **子どもの権利救済委員 薄木宏一**

## 「適時性」と「準備性」—日々の活動から思うこと—

代表子どもの権利救済委員 市川 啓子

条例に基づく子どもの権利の擁護の対象となる範囲は広く、子どもが育つ環境全体にまで視点を広げていくことが求められています。個別の相談による解決のみではなく、子どもの成長にとって何らかの具体的な阻害要因が明らかになった時に、その是正を求めて行う勧告などの機能は、最も特徴的なものであるといえます。

当アシストセンターの日々の相談活動は、札幌市の子どもの権利救済機関のいわば「開かれた窓」なのですが、その相談活動からいかにして子どもの権利の侵害の様子を感知し、救済に結び付けていくかということは大きな課題です。また、私たちの判断が必ずしもその時点での子どもの状況がよい方向に向くことにはつながらないこともあり得ます。

\* \* \*

私自身は長くカウンセラーとして子どもやその保護者の相談に携わってきました。その中で、苦悩の中にある人への他者からの関わりには、適時性、すなわち、今がその適切な時期なのかということ、そして相談者の側の準備性、すなわち、本人に問題を直視して解決の方向に向けて動く準備ができているかどうかの見極めが大切であることを実感しています。

他者、特に大人の視点からは、早く何とか解決にと思ふ事柄の中に、子ども自身が今それに触れていくことを何よりも恐れる心性もあることを念頭に入れておく必要があります。

「いじめ」の場合を例にとってみましょう。

ある子どもが、学校でいじめられていることがつらいと保護者に話します。実際、仲間関係でのこじれで本人に耐え難い言葉が向けられている様子が分かったとき、保護者としては何とかその状況を変えなければ我が子がどんどん傷ついていくのでは、と不安になるのは当然です。そこで学校の先生に話して解決に向けて働きかけてもらうことを子どもに提案するのですが、子どもは「絶対に先生には言わないで」と懇願します。保護者は困り果てて相談機関に相談する—このようなことは私たちの周りではよく出会うケースです。

この場合、私たちアシストセンターはどのように対応することができるのでしょうか。子ども自身が私たちに直接、できれば自発的に問題を話してくれればいいのですが、そのようなケースは多くありません。

ここでは二つの方法が考えられます。本人の意志はともかく保護者の了解を得て、子どもの権利を守る相談機関としての立場から速やかに学校と連絡をとり、善処を求める方法。そしてもう一つは、子どもを思う親の苦悩をひたすらお聞きしながら状況を把握して、必要な時には子ども本人の気持ちを確認しつつ第三者としての関わりを考えていくという方法です。

前者の方法の場合、先生がいじめについてクラスで取り上げたり、いじめる子どもに注意したりすることが大方の解決策として考えられます。そうした時、当の子どもはどのように感じるでしょうか。いじめと感じているその内容が他の人に知られるのを望むでしょうか。むしろ、自分が苦しんでいることを隠そうとするかもしれません。子どもの権利条例はあくまで子どもが主体ですので子どもの意見をしっかり聞くことが原則なのですが、それには事実を言葉にすることが求められます。そもそも子どもに限らず人間は、いじめられる自分について、誇りを傷つけられずにその事実

を直視することができるでしょうか。第三者が問題とし、自分がその事実を言葉にすることでさらに傷つくことを恐れる気持ちが生じることもあるでしょう。

子どもは集団の中で、微妙に自分自身の居場所を調整していることが特に学校場面には多くみられます。孤立を恐れ、きつい言葉で揶揄されてもその集団からはじき出されるよりはずっとままだと思っている可能性もあるでしょう。

よほどの緊急性がある場合には別として、私たち大人が子どものためにと考えて行動することが、時として子どもをかえって困難な状況に押しやることもあるのではないかということを常に考える必要があるのではないのでしょうか。

第三者としての関わりの適時性、相談者の側の準備性ともに短時間で判断できることではなく、心情にしっかり寄り添いながら、時には相談者をエンパワーしながら、あたかも伴走者のように進む中で見えてくるものであろうと思われまます。

\* \* \*

22年度、アシストセンターでは、寄せられる相談の中から、電話やメールの相談のみでは解決に至らないのではないかとと思われるケースについて、スタッフが留意して経過をみていく作業を取り入れました。虐待が疑われる場合には速やかに児童相談所に連絡をとるのが原則ですが、その場合判断の誤りや取りこぼしがないう留意するということが、目的のひとつです。また虐待以外にも相談内容の深刻度が相対的に高く、いずれ何らかの環境の調整が必要となるのではないかとと思われるケースについて、経過をしっかりと見極めていきたいという願いもありました。

その結果をみると、私たちが相談を受ける中で深刻であると判断したケースの約30%は、その後の経過の確認が難しいものであることがわかりました（調整活動対象を除く）。すなわち一度のみの相談で終わっているケースか、または、こちらからの連絡の手段が全くない場合です。断言は避けたいのですが、子ども自身、あるいは子どもを巡る家族の状況が厳しいほど、第三者の関わりが難しい傾向をそこに読み取れるのではないかという気がします。

\* \* \*

平成22年3月に行われた札幌市子どもに関する実態・意識調査によれば、小・中学生でのアシストセンターの知名度は約70%ですが、利用したことのある子どもはごく少数です。子どもたちは、同じ調査の中で、相談したいのは「どんな話でも受け止めてくれるところ」「秘密が守られるところ」と答えています。

アシストセンターは、子どもの声にならない声までをもしっかりと聞き届けること、そして子どもたちには声を発することで、自らの道を切り開くことができる体験となることを願って、これからもさまざまな取り組みを進めていきたいと思っております。

(いちかわ けいこ 札幌学院大学教授)

## 「救済機関の役割について」

子どもの権利救済委員 薄木 宏一

救済委員として2年目の春がきました。昨年は救済委員の職務として、電話やメールでの相談にどのようにかかわったのかについて若干の感想を述べました。これは、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第33条第2項(1)に定められている職務ですが、今年は、(2)に定められている、調査・調整・勧告・是正要請等について感想を述べます。条例の条文自体はこの報告書の資料に載っていますから、興味があれば参照をお願いします。

救済機関では7名の相談員が電話・メール・面談で、子どもたちの悩みの相談を受け、その相談の過程の中で、救済委員は調査員にお願いして、事実関係等の調査、学校や当事者間の調整をします。この調査や調整は、警察官が犯罪捜査をするような強制的なものではなく、あくまでも話合いの仲立ちをすることにより、相互の不信感を払しょくし、或いは、話合いの機運を醸成し、最後には親や教師などとの話合いの中で相談者が自分の力で問題を解決し、一步を踏み出すことが出来るようにすることを目的としています。

ただ、こうした相談の過程の中の「調整活動」で救済が図られない場合、救済委員は、救済の申立てや自己の発意に基づく「調査・調整」を調査員にお願いし、結果として必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善等の勧告や是正措置を求めるための意見を表明することができます。

救済機関としては強い権限ですから、勧告や是正措置を求める意見表明は、①救済申立に基づく調査員の調査・調整等により、救済委員が必要性を判断できる程に事実関係が明らかになっており、②勧告や意見表明の相当性がある場合に、例外的に行うことができます。これは、抽象的には、勧告等が子どもの権利救済に反するような場合には、必要性がなく、救済委員の職務の公正かつ適正性に反するような場合には相当性がないということですが、事例の積み重ねの中から要件を具体化していかざるを得ません。もちろん、勧告や意見表明は、そのまま放置はできませんので、個人情報等の保護について十分な配慮をした上で、その内容を公表することができます。

幸いと言うべきか、この2年間は、勧告や是正措置を求める意見表明はなされていませんが、救済委員としては、具体的な子どもの救済に必要な場合には勧告等を実行したいと考えています。

(うすき こういち 弁護士)